

杉並区子ども家庭計画（案）修正一覧

（下線部分を修正）

No	頁	項目等	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	目次	目次	■資料編 ……………105 杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査(抜粋)……………107 用語一覧(五十音順)……………139	■資料編 ……………105 杉並区子どもの権利に関する条例……………107 「子どもワークショップ」で作成した「子どもの権利広報誌」やみんながデザインした「子どもの権利」なみすけ……………114 杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査(抜粋)……………118 用語一覧(五十音順)……………150	資料追加に伴うページの修正
2	2	1 計画改定の趣旨	○ その後、子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査、子どもと子育て家庭の実態調査及びヤングケアラー実態調査を実施したほか、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定及び「杉並区子どもの居場所づくり基本方針※」の策定を予定していること等に伴い、令和6年度(2024年度)に、総合計画等の一部修正を行いました。	○ その後、子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査、子どもと子育て家庭の実態調査及びヤングケアラー実態調査を実施したほか、「 <u>杉並区子どもの権利に関する条例</u> 」の制定及び「杉並区子どもの居場所づくり基本方針※」の策定等に伴い、令和6年度(2024年度)に、総合計画等の一部修正を行いました。	杉並区子どもの権利に関する条例の制定及び杉並区子どもの居場所づくり基本方針策定に伴う修正
3	2	2 計画の位置付け(表)	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例第11条	杉並区子どもの権利に関する条例第11条	杉並区子どもの権利に関する条例の制定に伴う修正
4	2	第1章 2 計画の位置づけ	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画	誤記による修正
5	8	1 区のこれまでの取組 (1) 子どもの権利を尊重し育ちをさせる環境の整備・充実	○ ～略～。当該審議会の答申や子ども等からの意見を踏まえ、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けて取り組みました。	○ ～略～。当該審議会の答申や子ども等からの意見を踏まえ、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「 <u>杉並区子どもの権利に関する条例</u> 」の制定に向けて取り組みました。	杉並区子どもの権利に関する条例の制定に伴う修正
6	10	第2章 1 (5)	また、通園・通所に関する保護者の負担の軽減や受入れ施設等の関係部署によるスムーズな連携を図るため、令和5年度(2023年度)に、通所先等の総合的な相談・調整を行う医療的ケア児等コーディネーター※4を区に配置しました。	また、通園・通所に関する保護者の負担の軽減や受入れ施設等の関係部署によるスムーズな連携を図るため、令和5年度(<u>2023年度</u>)に、通所先等の総合的な相談・調整を行う医療的ケア児等コーディネーター※4を区に配置しました。	誤記による修正

No	頁	項目等	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
7	24	事業1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現	子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例に基づく取組を進めていきます。～略～。	子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「 <u>杉並区子どもの権利に関する条例</u> 」を制定し、条例に基づく取組を進めていきます。～略～。	杉並区子どもの権利に関する条例の制定に伴う修正
8	24	(3)相談・救済機関の設置	子どもが困ったときやつらいと思ったときに安心して相談ができる体制を整備するため、区長の附属機関として「(仮称)子どもの権利救済委員」を設置します。 「(仮称)子どもの権利救済委員」は、子どもの権利に関して優れた識見を有する学識経験者で構成され、子ども等の声を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。	子どもが困ったときやつらいと思ったときに安心して相談ができる体制を整備するため、区長の附属機関として「 <u>杉並区子どもの権利救済委員</u> 」を設置します。 「 <u>杉並区子どもの権利救済委員</u> 」は、子どもの権利に関して優れた識見を有する学識経験者で構成され、子ども等の声を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。	杉並区子どもの権利に関する条例の制定に伴う修正
9	25	子どもワークショップ	子どもからの意見は、区が取り組む「子どもの権利に関する普及啓発」に活かしていきます。	子どもからの意見は、区が取り組む「子どもの権利に関する普及啓発」に活かしていきます。 「 <u>子どもワークショップ</u> 」で作成した「 <u>子どもの権利広報誌</u> 」やみんながデザインした「 <u>子どもの権利</u> 」なみすけを巻末資料で掲載しています。	文章追加
10	40	③「コミュニティふらっと」での新たな居場所	コミュニティふらっとと永福に加え、コミュニティふらっとと高円寺南(令和7年(2025年)4月開設予定)で、中・高校生世代が優先的にラウンジを使用できる時間帯を設けるとともに、予約せずに無料で多目的室や楽器練習室を使用できる曜日・時間を設けます。	コミュニティふらっとと永福に加え、コミュニティふらっとと高円寺南で、中・高校生世代が優先的にラウンジを使用できる時間帯を設けるとともに、予約せずに無料で多目的室や楽器練習室を使用できる曜日・時間を設けます。	施設開設に伴い、(令和7年(2025年)4月開設予定)の記載を削除
11	68	第3章 施策4 事業1※2	※2 地域支援機能:療育を受けている児童の保護者、児童発達支援事業所、保育園・用意園等の支援者に対し、専門相談や、支援講座、コンサルテーション等を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること	※2 地域支援機能:療育を受けている児童の保護者、児童発達支援事業所、保育園・幼稚園等の支援者に対し、専門相談や、支援講座、コンサルテーション等を通じて、子どもへの適切な関わりや支援力の向上を図り、地域全体で子どもを支援すること	誤記による修正

No	頁	項目等	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
12	107	資料編		「杉並区子どもの権利に関する条例」を追加	杉並区子どもの権利に関する条例の施行により資料に追加
13	114	資料編		「子どもワークショップ」で作成した「子どもの権利広報誌」やみんながデザインした「子どもの権利」なみすけを掲載	資料追加
14	149	用語一覧	○杉並区子ども家庭計画に注釈として記載した用語の一覧です。用語の説明は、掲載ページの注釈をご覧ください。 ＜ア行＞ 医療的ケア児……………10	○杉並区子ども家庭計画に注釈として記載した用語の一覧です。 ＜ア行＞ 医療的ケア児 <u>日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)</u> <u>以下同様の変更</u>	用語一覧に各用語の説明を記載することに伴う修正